

令和3年度 沼津市地域公共交通利便増進実施計画等作成支援業務委託 公募仕様書

本仕様書は、令和3年度 沼津市地域公共交通利便増進実施計画等作成支援業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

令和3年度 沼津市地域公共交通利便増進実施計画等作成支援業務委託

2 業務目的

高齢化の進展や人口減少など社会経済情勢が縮退局面を迎える中で、市民が質の高い充実した生活を送るためには、利便性の高い地域公共交通の確保が必要である。

そこで本市では、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指すため、「沼津市地域公共交通網形成計画」（以下「公共交通計画」という。）を令和2年3月に策定し、計画に位置付けた利便性向上や利用促進に係る施策に着手したところであるが、昨年からの新型コロナウイルスの影響により、公共交通利用者は減少し交通事業者の経営環境を取り巻く状況は厳しさを増し、これまでの運送サービスを継続することが難しい状況となっている。

このため本業務では、市内バス路線等を全体的に見直し、利便性の高い持続可能な運送サービスの提供を確保するため、路線ネットワークのみならず運賃やダイヤ等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取り組みを位置づける「沼津市地域公共交通利便増進実施計画」（以下「利便増進実施計画」という。）の作成支援を行うものである。

3 経緯・背景

本市では、第2次沼津市都市計画マスタープランにおいて、持続可能な都市構造として中心市街地と各拠点を連携するコンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを掲げ、人・モノ・情報の移動や交流を促すことで、拠点ごとのまちづくりの効果を相乗的に高め、暮らしやすく魅力あるまちづくりを推進している。

沼津駅を中心とした中心市街地のまちづくりについては、鉄道高架事業を中核とした沼津駅周辺総合整備事業が本格的に展開する局面を契機と捉え、公共交通に支えられたコンパクトな都市構造を志向しつつ、歩行者や自転車を重視しながら、人が歩いて回遊し、居心地よく過ごせる都市空間に再構築するため、まちづくりの施策の方向性を示した「沼津市中心市街地まちづくり戦略」を策定し、今後の事業プロセスに応じて段階的に取り組むこととしている。

各拠点とのネットワークについては、「行きたいまち、住みたいまち。～公共交通の改善により、選ばれるまちへ～」を基本方針とした公共交通計画を策定し、公共交通軸の形成や公共交通セーフティネットの構築など5つのプロジェクトを位置づけ、いつでも、どこでも、誰でも安心して利用できる使いやすい公共交通の構築を目指し取り組みを始めたところである。

このような中、新型コロナウイルスの影響により、外出機会の抑制やテレワーク化により公共交通の利用者が減少するとともに路線バス事業を支えていた観光バスや高速バスの稼働が激減していることから、交通事業者の経営は厳しさを増しており、路線バス事業を継続するために路線の退出や減便を余儀なくされている。

このため、市民への利便性の高い運送サービスを維持しつつ、効率的で事業性のある運送事業を継続するためには、公共交通ネットワークのみならず、ダイヤや運賃などのサービス面の改善を含め、地域のニーズに応じた交通システムの構築が不可欠であることから、利便増進実施計画を策定するものである。

4 業務内容

(1) 交通事業者への説明資料作成

利便増進実施計画を定めようとするときは、あらかじめ利便増進事業を実施しようとする者等の同意を得なければならないとされている。本市においては、路線バス事業者及びタクシー事業者が複数社営業していることから、事業内容に応じて事前に交通事業者の理解を得る必要があると考えている。このため、利便増進実施計画の協議がスムーズに進むよう制度の意義や目的、計画のメリット等をまとめた資料を作成する。なお、路線バス事業者への説明は7月末までに実施することを予定している。

(2) 利便増進実施計画の事業提案及び検討

① 利便増進実施計画の実施事業検討

本市のまちづくりの方向性、公共交通の特性や課題を考慮したうえで、利便性の高い持続可能な公共交通の構築を図るために必要な路線の再編、運賃又は料金の設定、運行回数又は運行時刻の設定など、本市で実施することが望まれる事業について、実施エリアや路線等を示しながら大まかな事業概要について協議するための資料を作成する。また、市が開催する交通まちづくり検討部会等の協議の場における、交通事業者から意見を踏まえた事業内容を取りまとめる。

② 公共交通計画の変更資料作成

利便増進実施計画の作成に伴い、公共交通計画を変更する必要があるため、上記(2)①の協議によって実施することになった事業概要の取りまとめや、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）の令和2年11月の改正により追加することが必要になった事項等について、公共交通計画変更資料を作成する。

なお、第2回沼津市地域公共交通協議会（10月開催予定）に変更計画（案）を報告するとともに、パブリックコメントの実施を予定している。

(3) 利便増進実施計画等の作成支援

① 利便増進実施計画の協議資料作成

上記(2)①で取りまとめた大まかな事業概要について、利便増進実施計画の申請に必要な具体的な運行計画などの事業内容を取りまとめるため、関係する交通事業者との協議資料を作成するとともに、交通事業者との協議を円滑に進めるための助言を行う。また、利便増進実施計画における「事業の効果」や共同経営計画における「共同経営の目標」など、計画作成の際に必要な事項についての協議資料の作成を行う。

なお、上記(2)①の業務を含めた交通事業者との協議については、一月当たり1回程度を想定しており、毎回会議に参加することを想定している。

② 共同経営計画の作成支援

上記(3)①の協議において、独占禁止法特例法に基づく共同経営の認可を受ける必要がある事業を実施する見込みがあることから、交通事業者が国土交通大臣へ提出する共同経営計画書の作成支援を行う。

③ 利便増進実施計画（案）の作成支援

上記(3)①の協議結果等を取りまとめ、市が国土交通大臣へ提出する利便増進実施計画（案）

の作成支援を行う。

なお、パブリックコメントを12月に実施し、その意見を踏まえた利便増進実施計画(案)について、第3回沼津市地域公共交通協議会(令和4年1月開催予定)において協議する予定である。

(4) 沼津市地域公共交通協議会等の資料作成

沼津市地域公共交通協議会とその下部組織である交通まちづくり検討部会において、利便増進実施計画等の協議や報告を実施するため、各会議の資料作成を行う。また、利便増進実施計画(案)の内容に応じて必要となる地域において住民説明会を開催するため、その説明資料を作成する。

なお、協議会は7月、10月、1月の3回、部会は9月、12月、3月の3回の開催を予定しており、住民説明会は1月に3地区において各1回ずつ開催することを想定している。

5 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、節目など必要に応じて適宜、対面やWebによる打合せ協議を実施するものとする。

6 報告書作成

受託者は、本業務の完了を証する成果品として、業務の経過や検討結果をまとめた報告書等を以下のとおり委託者まで提出すること。

①業務報告書

A4版(ファイリングして提出) 2部

②上記に係る電子データ(CD-R等) 2部

※電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能な電子データに加え、PDF化した電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。

7 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に沼津市に対し書面にて再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、金額その他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

8 資料の貸与

沼津市は、業務の遂行上必要な資料で、沼津市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表・使用はできないものとする。また、市から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

①平成27年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定に係る基礎調査業務委託報告書

②平成29年度 新たな公共交通の仕組み検討支援業務委託報告書

③平成30年度 沼津市地域公共交通網形成計画に向けた沼津駅-沼津港間における公共交通検討業務報告書

- ④平成 31 年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託報告書
- ⑤令和 元年度 沼津市人口流動統計調査業務委託報告書
- ⑥令和 2 年度 沼津駅バスターミナル再編に伴う路線集約検討等業務委託報告書

9 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。なお、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例条例 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (5) 受託者は、業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
- (6) 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (7) 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合は、出典名を報告書に記載すること。